

## 議 事 録

会 議 名	令和4年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年11月26日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 <div style="text-align: right;">計7名</div>		
欠席委員	農業委員：7番 相田 孝		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年第11回定例総会を開会いたします。          欠席委員は、7番1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。          本日の議事録署名人に、6番と8番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号67号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号67号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農業振興地域内農地2筆です。耕作者は譲受人含め2名で耕作しており、水稻や露地野菜を作付けしております。また、譲受人はトラクターや耕運機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は約1kmで、車で約5分です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。</p> <p>2 番：事務局職員と現地確認しました。譲受人は近隣農地をしっかりと耕作している実績があり、問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。          (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)</p>		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号67号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号68号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号68号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農業振興地域内農地1筆です。耕作者は譲受人含め3名で耕作しており、水稻や露地野菜を作付けしております。また、譲受人はトラクター等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は約3.3kmで、車で約10分です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。

2 番：事務局職員と現地確認しました。譲受人は南側隣接農地をしっかりと耕作している実績があり、本申請により作業効率が上がるのではないかと考えます。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号68号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号69号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号69号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり小動地域内にある市街化調整区域内の農地1筆です。転用事業の内容は、資材置き場で、相模原市の外構業者が、県内南部エリアでの現場までの作業効率を考え、県央湘南地区で適地を探していたところ、現場への移動等利便性がよい当該地について、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地が第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから第2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると思われる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：事務局職員と現地確認しました。北側と西側は家庭菜園程度の農地があり、東側は事業所の駐車場、南側は道路です。隣地との境界にはブロックを設

置するとのことです。周辺農地への影響はないと考えるので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号69号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号70号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号70号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区にある農業振興地域内農地の2筆で、現況については畑です。期間については4年11か月で、借り手はトラクターやハンマーナイフなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：事務局職員と現地確認しました。現況はトラクターで管理されておりました。周辺にも影響はないと考えるので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番：権利の種類が、使用貸借ではなく賃貸借の場合、貸し手にも責任が発生するのでしょうか。当借り手は、有機栽培を行うということで、例えば虫が発生し隣地の農地に影響が出た場合、責任の所在はどのようになるのでしょうか。

事務局：農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定については、権利の種類に関係なく、利用権設定された土地につきまして、農地として耕作及び管理等する権利は、借り手が有しています。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号70号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号71号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号71号を朗読)

(説明) 当該地は小動地区にある農用区域域内農地の1筆で、現況については畑です。期間については5年間で、借り手はトラクターやハンマーナイフなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：事務局職員と現地確認をしました。すでにトラクターでしっかり管理されている状況です。当該地は行政境にあり、周辺農地は休耕地や家庭菜園程度であります。当借り手は有機栽培を行うということで、虫の発生等に注意していただければ問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。  
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、案番号71号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号72号及び73号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号72・73号を朗読)  
(説明) 当該地は大蔵地区の市街化調整区域内にある農地1筆と農業振興地域内にある農地1筆で、現況については畑です。いずれも令和元年度に利用権設定され、1回目の更新です。期間については3年間で、借り手は当該地で実績があり、トラクターやハンマーナイフなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5番：11月16日に事務局職員と現地確認をしました。議案番号72号につきましては、西側にたい焼き店があり、東側が畑となっております。以前から露地野菜の栽培により、農地として適正に管理されております。また、議案番号73号につきましては、湘風園から南に200mに位置し、現在はその一部に玉ネギの苗が植付けられております。ここにつきましても、以前から農地として適正に管理されており、いずれも特に問題ないと思えます。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。  
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号72号及び73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

事務局長：総員挙手(挙手多数)

会 長：では総員挙手(挙手多数)ですので、議案番号72号及び73号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。  
続いて、議案番号74号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号74号を朗読)  
(説明) 当該地は岡田地区にある農業振興地域内農地の1筆で、現況については畑です。期間については3年間で、借り手は草刈機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番：11月10日に事務局職員と現地確認しました。当該地は長年管理されてなく、かろうじてたまに草刈りされている程度で、以前農地転用して資材置き場にしたいとの相談もありましたが、周辺の状況を考え農地として使用してほしいと地権者に説明したこともありました。今後、農地として有効利用していただけるのであればその方がよいと考えます。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に

	<p>ついて、発言のある方は挙手願います。  (委員より意見、質問なし)  会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号74号について、  原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  事務局長: 総員挙手  会 長: では総員挙手ですので、議案番号74号は原案のとおり決定通知書を町長  に送付いたします。  次に日程第4、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報  告番号77号~82号の6件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規  定による届出について、報告番号83号及び88号の6件、以上、一括し  て事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。  事務局: 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり  6件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書  のとおり6件それぞれ届出がありました。  いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、  書類を受理いたしました。  会 長: ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。  (委員より意見、質問なし)  会 長: よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項に  ついては了承されたことといたします。  最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。  (特になし)  会 長: では、以上をもって、令和4年第11回寒川町農業委員会定例総会を  閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

金子 隆夫

議事録署名人

磯川 浩

本議事録は、令和4年12月26日、承認・署名を得て確定しました。